



生徒手帳

一関修紅高等学校



「真澄の鏡」をイメージした
一関修紅高等学校の校章

※「真澄の鏡」とは、くもりなく澄んでいる鏡のことです。

一関修紅高等学校 校歌

Andante ぽつぽつ

Musical score for the school song, including lyrics in Japanese and Romanized characters.

1 おおがーみよにきしよのきそきらにかたみつ
2 ひいおがーいのきしよのきはしゅうたうかこみうの
3 いわわーいののきしよのきはしゅうたうかこみうの

こほこーうのるみなねがやれすかいかわだんけにわ
みちーなのくみなどおおきえききしあんあにりりわわ

ががせせいいししゅんんのりそしうなるとた
ががせせいいししゅんんのりそしうなるとたふみ

かからききをいのとのちめあおかとくしうななべりりし

一関修紅高等学校 校歌

作詞 佐々木 秀夫
作曲 石井 芳雄

- 一、 おゝ見よ 西の空に聳つ
孤高の峰や 須川岳
わが青春の 理想なる
高きを求め 仰ぐなり
- 二、 東に清き 北上の
母なる流れ 永遠に
わが青春の 血潮とし
深きはいのちの 証なり
- 三、 いわいの里は 修紅の
みちのく遠き 歴史あり
わが青春を 高らかに
未来を望み 讃うべし

一関修紅高等学校

生徒手帳 目次

1. 本校の沿革概要	1
2. 歴代校長	3
3. (1) 本校の校訓	4
(2) 本校の教育目標	
4. 学則	5
5. 図書館規定	11
6. 生徒会組織図	12
7. 生徒会会則	13
8. 選挙規定	19
9. 同窓会会則	23
10. 応援歌	25
11. 災害時対応リスト	28
12. 生徒身分証明書	31
にかかると注意事項	

1. 本校の沿革概要

明治32年	5月	小梨こま裁縫塾を開設。
明治36年	3月	岩手県下私立裁縫修紅学校開校、文部大臣認可。
昭和 3年	3月	修業年限 本科2年、専門部1年とする。
昭和 4年	4月	一関私立裁縫修紅女学校と校名変更。
昭和21年	4月	一関裁縫修紅女学校と校名変更。
昭和23年	1月	財団法人一関修紅高等学校として法人組織を設立する。
昭和23年	4月	学制改革により、一関修紅高等学校（被服科）開校。
昭和26年	3月	学校法人として組織変更し、学校法人一関修紅高等学校と称す。
昭和27年	4月	「被服科」を「家庭科」に学科名変更。2年制専攻科（服飾科）認可。
昭和28年	3月	「学校法人一関修紅高等学校」を「学校法人修紅学院」に名称変更。
昭和34年	11月	学校法人修紅学院創立60周年記念式典挙行。
昭和35年	4月	専攻科を別科（2年制）に名称変更。
昭和36年	4月	普通科設置。（普通科、家庭科、別科となる。）
昭和37年	4月	普通科に男子入学。男女共学とする。 （普通科、家庭科、別科（2年制）、専攻科（1年制）となる。）
昭和37年	8月	校舎新築（3ヶ年継続事業）着工。鉄筋コンクリート造3階建、一部4階建。
昭和40年	3月	校舎完成。
昭和40年	4月	「家庭科」を「家政科」に学科名変更。（普通科、家政科、別科、専攻科となる。）
昭和41年	3月	講堂兼体育館及び学生寮（真澄寮）完成。
昭和42年	4月	商業科設置。（普通科、商業科、家政科、別科、専攻科となる。）
昭和48年	4月	別科及び専攻科廃止。
昭和59年	4月	学校法人麻生学園が、学校法人修紅学院の経営を継承。
昭和60年	4月	「学校法人修紅学院」を「学校法人第一麻生学園」に名称変更。これにより「一関修紅高等学校」を「麻生一関高等学校」に校名変更。
昭和60年	8月	校舎、体育館大改修完成。
昭和61年	8月	武道館完成。
昭和62年	10月	校舎増築完成。
昭和63年	4月	情報システム科設置。「家政科」を「生活教養科」に学科名変更。 （普通科、情報システム科、商業科、生活教養科となる。）
平成 2年	7月	第72回全国高等学校野球選手権岩手大会準々決勝、一関商工高校との対戦において、延長18回を2対2で引き分け、翌日再試合となり再延長12回を戦い6対3で勝利をおさめた。この試合に対し、岩手県高等学校野球連盟・朝日新聞社から「熱闘30回を讃えて」の特別表彰を受ける。
平成 3年	2月	校舎増築完成。
平成 8年	4月	情報システム科を募集停止。（普通科、商業科、生活教養科となる。） 商業科2クラスとし、3年次からコース制（情報経理コース・ビジネスコース）を導入。
平成 9年	4月	普通科に特別進学コースと一般・進学コースのコース制を導入。
平成13年	4月	「学校法人第一麻生学園」を「学校法人第一藍野学院」に名称変更。これにより「麻生一関高等学校」を「一関修紅高等学校」に校名変更。
平成13年	4月	一関修紅高等学校校歌を制定。作詞 佐々木秀夫、作曲 石井芳雄。
平成13年	6月	学校法人第一藍野学院、修紅短期大学、修紅短期大学附属幼稚園、一関修紅高等学校披露式典挙行。
平成17年	4月	商業科募集停止。（普通科、生活教養科となる。） 普通科に一般コース（2年次よりITコースか一般コースを選択）と幼児教育コース設置。
平成21年	5月	創立110周年記念式典並びに記念講演会を5月27日（水）に一関修紅高等学校体育館にて挙行。
平成22年	3月	「学校法人第一藍野学院」を「学校法人富士修紅学院」に名称変更。
平成23年	4月	普通科の一般コースを、総合コースに名称変更。（2年次よりビジネスコースか進学教養コースを選択）

平成24年	9月	特別教室棟完成。
平成24年	12月	東日本大震災により被災した体育館を解体。
平成26年	12月	「修紅歴史資料室」を開設。
平成27年	3月	「修紅短期大学学術研究所」を「一関修紅高等学校第2特別教室棟」へ所管替え。
平成27年	12月	校舎耐震補強・改修工事完了。
平成28年	12月	体育館を新設。
平成29年	4月	「学校法人富士修紅学院」を「学校法人健康科学大学」に名称変更。
平成29年	4月	普通科に看護進学コースを設置。
平成30年	3月	武道館耐震補強工事・天井耐震化工事完了。
平成30年	4月	生活教養科募集停止。普通科にライフデザインコースを設置。
令和元年	6月	創立120周年記念式典並びに記念講演会を一関文化センターにて挙行。
令和 3年	3月	校舎等教室用エアコン設置（壁掛型18台、天吊り型2台 美術室・図書館）
令和 4年	8月	校舎棟全館Wi-Fi完備
令和 6年	4月	普通科1年を進学探究コース・キャリア探究コース・ライフデザインコースの3コースに改編。 （2年次よりアドバンストコース・進学コース・医療看護コース・幼児教育コース・総合キャリアコース・ライフデザインコースのいずれかを選択）

2. 歴代校長

小 梨 二 ま	明治32年 5月	～	昭和21年 9月	裁縫塾 岩手県下私立裁縫修紅学校 一関私立裁縫修紅女学校 一関裁縫修紅女学校
小 梨 良	昭和21年 9月	～	昭和44年 3月	一関修紅高等学校
広 野 和 蔵	昭和44年 4月	～	昭和46年 6月	
佐 藤 敬治郎	昭和46年 7月	～	昭和49年 3月	
斎 藤 七 郎	昭和49年 4月	～	昭和52年 3月	
小野寺 英 長	昭和52年 4月	～	昭和54年 9月	
及 川 仁 慈	昭和54年10月	～	昭和58年 3月	
佐 藤 勘三郎	昭和58年 4月	～	昭和59年11月	
阿 部 節 郎	昭和59年12月	～	平成 3年 3月	一関修紅高等学校→麻生一関高等学校
城 二 夫	平成 3年 4月	～	平成 8年 3月	
佐々木 秀 夫	平成 8年 4月	～	平成14年 3月	麻生一関高等学校→一関修紅高等学校
神 田 洗	平成14年 4月	～	平成15年 3月	
英 二 男	平成15年 4月	～	平成16年 3月	
川 邊 紀 男	平成16年 4月	～	平成20年 3月	
鳩 岡 矩 雄	平成20年 4月	～	平成22年 2月	
菅 生 瑛 子	平成22年 3月	～	平成24年 9月	
菊 池 慧	平成24年10月	～	平成29年 3月	
菅 原 清	平成29年 4月	～	平成31年 3月	
齋 藤 成 一	平成31年 4月	～	令和 5年 3月	
大 内 高 志	令和 5年 4月	～	令和 6年 3月	
中 島 元 子	令和 6年 4月	～		

3. (1) 本校の校訓

「至心」 「自立」 「友愛」

3. (2) 本校の教育目標

ア 「至心（ししん）」すなわち、「まごころ」をつくす人間を育てる。

イ 己を自覚し、自立する人間を育てる。

ウ 視野の広い慈愛に満ちた人間を育てる。

エ 勤勉で感謝と奉仕のできる人間を育てる。

4. 一関修紅高等学校学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本校は、教育基本法及び学校教育法に基づき中学校における教育の基礎の上に、高等普通教育及び専門教育を施することを目的とする。

(名称及び位置)

第2条 校名は一関修紅高等学校と称する。

2 本校の位置を岩手県一関市字東花王町6番地の1に置く。

(課程の組織定員)

第3条 本校の組織編制は、次のとおりとする。

科名	学級数	定員
普通科	18学級	720人

(学校評価)

第4条 本校はその教育水準の向上を図り、本校の目的を実現するため、教育活動その他の学校運営の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

(修業年限、在学年限)

第5条 修業年限を3か年とし、在学年限は、6か年とする。

第2章 学年・学期及び休業日

(学年及び学期)

第6条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

2 学期を分けて、次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から3月31日まで

(休業日)

第7条 休業日は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び日曜日、土曜日のほか、次のとおりとする。

(1) 学年始休業日

(2) 夏季休業日

(3) 冬季休業日

(4) 学年末休業日

(5) 開校記念日5月27日

2 前項の休業日のほか、教育上必要と認めるときは、前項に定める休業日数の範囲内で代替休業日を定める。

3 教育上必要があり、且つ止むを得ない理由があるときは、休業日に授業を

行うことがある。

4 非常災害その他急迫の事情があるときは、校長は、臨時に授業を行わないことができる。この場合においては、校長は、次の事項をただちに理事長に報告しなければならない。

- (1) 授業を行わない期間
- (2) 非常災害その他急迫の事情の概要
- (3) その他必要と認める事項

第3章 教育活動

(教育課程及び授業日数)

第8条 教育上の目的を達成するための教育課程を別表第Iに定める教科並びに教科以外の教育活動により編成する。

2 1か年の授業日数は、35週、175日を下らないものとする。但し、第3学年については、この限りではない。

(校外行事)

第9条 教育活動の一環として行う校外行事の実施に当たっては、校長の許可を必要とする。

第4章 課程修了の評定及び単位の認定

(学習成績の評定及び単位の認定)

第10条 学習成績の評定及び履修単位の認定に関する必要な事項については別にこれを定める。

(卒業の認定)

第11条 次の各号の要件をすべて満たしたときは、卒業を認定し卒業証書を授与する。

- (1) 本校の課程において必履修教科・科目の単位を含めて74単位以上の単位を修得すること。
- (2) 生徒納付金、その他の学校関係諸費を完納すること。

第5章 教職員及び校務分掌

(教職員)

第12条 本校に校長・副校長・教頭・教諭・助教諭・養護教諭又は養護助教諭・講師及び実習助手並びにその他必要な教職員を置く。

2 校長は校務を総括し、所属教職員を監督する。

3 副校長は、校長を補佐し、また、校長に事故あるときは、その職務を代行する。

4 教頭は、校長及び副校長を補佐し、また、校長及び副校長に事故あると

きは、その職務を代理し校務を整理する。

(校務の分掌等)

第13条 校長は教職員の校務分掌を定め、これを任命する。

2 校長は教科及び学級担任を定め、これを任命する。

第6章 施設設備の管理

(台帳の整備)

第14条 校長は、施設設備の管理担当者を定めて台帳を整備し、その保全に当たらせる。

(施設設備使用の許可)

第15条 本校の施設設備を使用しようとするときは、教育財産使用許可申請書により、理事長に願い出て許可を受けなければならない。

(弁償)

第16条 本校の施設設備を破損した場合は、事情により、相当額の弁償をさせることができる。

(火災予防及び避難の訓練)

第17条 本校の火災予防及び避難訓練の実施計画は、毎年度の当初に定める。

第7章 入学・退学・転学・休学及び復学

(入学資格)

第18条 本校に入学することのできる者は、中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は高等学校の入学に関し、これと同等以上の学力があると認められるものとする。

(入学の出願)

第19条 入学志願者は、別に定める入学願書に入学検定料を添え、出身中学校長を経て、校長に願い出なければならない。

2 入学検定料と転入学検定料は10,000円とする。(その他必要なことについては別に定める)

(入学許可)

第20条 入学志願者に対しては、別に定める選抜要項により選抜を行い、入学手続きを完了した者に対し、校長が入学を許可する。

第20条の2 本校第2学年以上に入学を許可する者は、相当年令に達し、前各学年の課程を終了した者と同等以上の学力があると認められる者とする。

(特別奨学生制度)

第20条の3 学業成績が優秀又は優れた特技を持って本校に入学し、本人並びに保護者の希望により願い出があった場合は、選考の上、特別奨学生として納付金の一部または全額を奨学金として給付することができる。

この特別奨学生制度は、在校生にも適用することができる。

(退学・転学)

第21条 退学又は転学しようとする者は、願書にその理由を記入し、保護者が連署して校長に願い出なければならない。特に、病気による退学の場合は、医師の診断書を添えなければならない。

(休学・復学)

第22条 生徒は、病気その他の事由のため、1か月以上出席することができない時は、その事由及び期間を具し、保護者が連署した休学願に医師の診断書等事由を証する書類を添えて、校長に休学を願い出ることができる。

2 校長は、事由を相当と認めた時は、休学を許可する。

3 休学の期間は、1か月以上1年以内とする。但し、校長が必要と認める時は、その期間を延長することができる。

第23条 休学中の者が、その事由がなくなったことにより復学しようとする時は、その事情を明記し、期日を定めて保護者が連署した復学願に診断書等その事情を証する書類を添え、校長に願い出、その許可を受けなければならない。

2 復学した者が、進級又は卒業する場合は、当該年度の諸納付金の未納分を完納しなければならない。

(転入学)

第24条 転入学を志望する者については、その事由、学業成績、人物等を審査の上、校長がこれを許可することがある。

(再入学)

第25条 退学した生徒が、退学後1年以内に再入学を志願した時は、当該学年に再入学を許可することがある。

第8章 生徒の規律

(服装)

第26条 生徒は、清潔と簡素を旨とし、高校生としての品位と誇りを失わない服装でなければならない。

(行動)

第27条 生徒は、この学則及び別に定める生徒心得などの諸規程に従い、生徒の本分に添うよう行動しなければならない。

(欠席等)

第28条 生徒が欠席をしようとする時は、欠席届に所要事項を記入し、校長に届け出なければならない。但し、病気のため7日以上欠席しようとする時は、医師の診断書を添えるものとする。

(忌引)

第29条 生徒が忌引により欠席しようとする時は、校長に忌引届を提出しなければならない。

2 忌引日数は、次の期間において必要と認める日数とする。

- 1 親等 7 日
- 2 親等 3 日
- 3 親等 1 日

(出席停止)

第 30 条 校長は、生徒が伝染病にかかり、若しくはそのおそれがある生徒に対しては、その出席停止を命ずることがある。

(授業料等の納入)

第 31 条 授業料等の納入が、所定の期日までに納入できない時は、納入予定日及び事由を明記し、保護者連署の上、納入延期願を提出して承認を受けなければならない。

- 2 授業料等の未納が、事由なく期限後 2 か月以上に及ぶ時は、生徒に対し、校長は出校停止を命ずることができる。
- 3 授業料等の期限後の納入に対しては、延滞料を納めなければならない。
- 4 生徒納付金は、別表第Ⅱのとおりとする。

第 9 章 奨学

(奨学生)

第 32 条 学業成績優良、品行方正及び身体強健の者で、学費の支弁困難と認められる生徒は、岩手育英奨学会等の規定するところにより、奨学生として推薦を受けることができる。

第 10 章 表彰

(表彰)

第 33 条 校長は、教育上必要と認める時は、生徒を表彰する。

(懲戒)

第 34 条 教育上必要と認める時は、生徒に懲戒を加える。

- 2 懲戒は、訓戒・謹慎・停学及び退学の処分とし、校長が行う。
- 3 前項に規定する退学処分は、次の各号に該当する者に対してのみ行うものとする。
 - (1) 性行不良で、改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で、成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な理由がなくて、出席が常でない者
 - (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

第 11 章 寄宿舎

(寄宿舎)

第 35 条 本校に寄宿舎を置くことができる。寄宿舎の運営に関する規程は、別に

定める。

第 1 2 章 補則

(補則)

第 3 6 条 この学則の施行についての必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

1. この校則は、昭和 4 8 年 4 月 1 日から施行する。

(以下省略)

別表第 II

一関修紅高等学校学則

生 徒 納 付 金

区分	学年	生徒納付金			備考
		1 年	2 年	3 年	
入学時納付金		円	円	円	
入 学 金		80,000			入学手続き時に納入すること
施設設備費		60,000			
毎月納付金					
授 業 料		1 か月 38,000 456,000	1 か月 38,000 456,000	1 か月 38,000 456,000	
維 持 費		1 か月 5,000 60,000	1 か月 5,000 60,000	1 か月 5,000 60,000	

5. 図書館規定

(館内)

1. 館内は静粛を旨とし、他人に迷惑にならないようにする。
2. 館内の机や椅子を勝手に移動してはならない。
3. 図書は、丁寧に取扱い折り込んだり書き込んだりしてはならない。
4. 使用済みの図書は、すべて元の場所に戻す。
5. 図書は勿論、館内のものは一切無断で館外に持ち出してはならない。
6. 館内にカバン、袋物、コート等を持ちこまない。
7. 館内での飲食は禁じる。

開館日	毎日
開館時間	9:00～16:30
閉館日	土曜日、日曜日、祝祭日

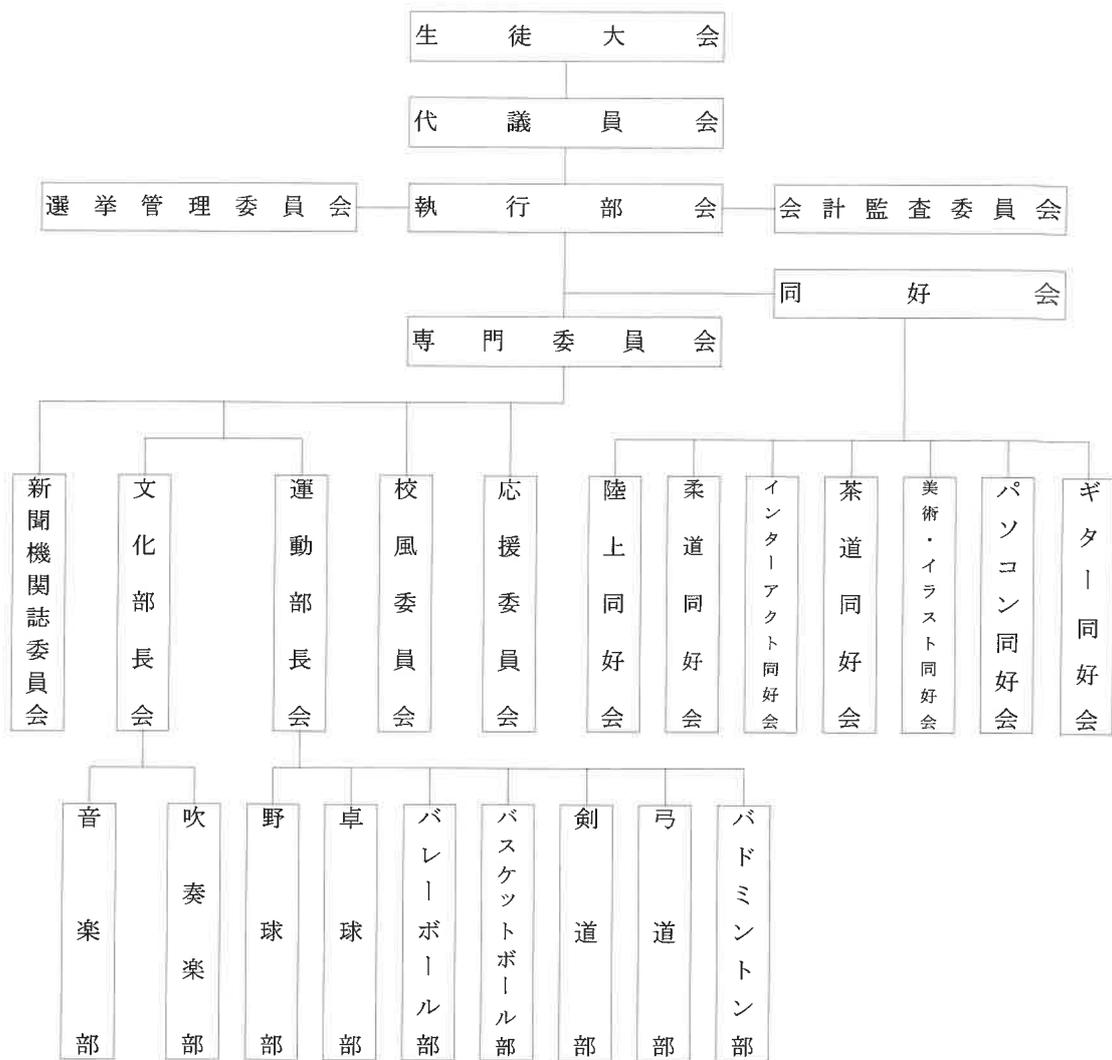
「館外貸出」

1. 貸出日 毎日
2. 貸出時間 9:00～16:30
3. 貸出期間 1週間
4. 貸出冊数 1冊
5. 館外貸出禁止図書—辞書、特別図書

「注」

- 館外貸出しには、閲覧カードが必要です。
- 閲覧カードは申込者に交付します。
- 図書の返却は期日を守り、余裕をもって返却する。
- 10日以上おくれて返却した場合は、当分貸出禁止とする。
- 貸出しを受けた図書を紛失、汚損した場合は弁償をすること。
- 貸出しを受けた図書を、又貸ししてはならない。

6. 生徒会組織図



7. 一関修紅高等学校生徒会会則

第1章 総 則

第1条 本会は、一関修紅高等学校生徒会と称す。

第2条 本会は、会員の自主的活動の促進を計り、高校生活の体験を通して下記の商品への到達をはかる。

1. 良き校風の建設
2. 生徒間の親睦
3. 学習能率の向上と、健全なる身体の育成

第3条 本校の生徒全員を会員とする。

第4条 本校職員が顧問となる。

第5条 会員は、自己の希望する部に全員参加するものとする。

第2章 組 織

第6条 本会は下記の機関を置く。

1. 生徒大会
2. 代議員会
3. 専門委員会
4. 執行部会
5. 会計監査委員会
6. 選挙管理委員会
7. 部長会
8. 応援団

第1節 生 徒 大 会

第7条 生徒大会は全会員をもって構成す。

第8条 生徒大会は本会の最高決議権を有する。

但し、代議員会がこれを代行することができる。

第9条 生徒大会は定期大会として年1回(5月)会長が招集する。

第10条 定期大会は次の事項を審議決定する。

1. 会則の改廃
2. 予算の決定、決算の承認
3. その他の重要事項

第11条 臨時大会は次の場合、生徒会長が招集する。

1. 会員の3分の2以上の連署要求があった場合。
2. 会長が必要と認めた場合。

第12条 生徒大会の招集は緊急を要する場合を除き代議員を通じ議題を明示すると共に大会3日前に公示し、全会員の3分の2以上の出席をもって成立する。

第2節 代 議 員 会

第13条 代議員会は生徒大会に次ぐ議決機関であり、会長がこれを招集する。

第14条 代議員会の構成は次の通りとする。

1. 代議員会は各クラスより2名選出する。
2. 執行部（議決権を有せず）
3. 正副議長

第15条 代議員会は次の事項を審議決定する。

1. 執行部案
2. 生徒大会提出案
3. 議長団、会計監査委員の推薦
4. 部、同好会の新設と廃止
5. その他の重要事項

第3節 執行部会

第16条 本部会は、生徒会活動全般について総合的な企画をすると共に問題点を分析し、生徒大会及び代議員会の議決に基づき執行する。

第17条 本部会の構成は次の通りとする。

1. 会長 1名
2. 副会長 2名
3. 執行委員 若干名（書記、会計監査、校風、新聞機関誌委員のいずれかを受け持つ）

第4節 専門委員会

第18条 専門委員会は、正副議長、執行部、校風委員長、応援団長、新聞機関誌委員長によって構成され本会会計を監査し、決算報告を作成し全会員に報告する義務を有する。

第5節 会計監査委員会

第19条 会計監査委員会は会長によって任命された会計監査委員によって構成され、本会会計を監査し、決算報告を作成し、全会員に報告する義務を有する。

第6節 選挙管理委員会

第20条 本委員会は各クラス選出委員1名をもって構成し、委員長1名、副委員長2名は互選とする。

第21条 本委員会は、正副会長、応援団長、執行委員の改選及び罷免の事務管理にあたる。

第22条 詳細については選挙規定による。

第7節 校風委員会

第23条 本委員会は各クラス選出委員1名をもつ

て構成し、委員長1名、副委員長2名は互選とする。

第24条 本委員会は学校生活の向上を目指し、その生活目標を達成する。

第8節 新聞機関誌委員会

第25条 本委員会は各クラスの選出委員1名をもって構成し、委員長1名、副委員長は互選とする。

第26条 本委員会は、生徒会活動の記録、宣伝及び会員の意識の向上と親睦を図るため機関誌を一年に1回発行し、新聞を随時発行する。

第9節 議 長 団

第27条 正副議長は、生徒会役員改選後代議員会の承認を得て生徒会長が任命し、決定する。

1. 正副議長は、生徒大会、代議員会、専門委員会の議事進行を司る。

第10節 部 活 動

第28条 会員が部の設置を要求する場合、同好会を経て過去の実績等を執行部に提出し部長会、代議員会、生徒大会で承認を得る。

第29条 部・同好会の廃止は代議員会の承認を得る。

第30条 各部・同好会は互選により部長を置く。

第11節 応 援 団

第31条 応援団は全会員をもって組織し、各種競技会において秩序と基本ある応援をすることによって本校発展に寄与する。

1. 本団は全生徒をもって組織し、団長1名、副団長1名、各クラスから選出された応援委員を役員団として置く。
2. 本団の団長は役員改選時に全団員中より選出し、任期は1年とする。また副団長は役員団中より互選する。

第3章 役員

第32条 本会には全会員によって選挙され、校長の承認を得た次の役員を置く。

1. 会長1名、副会長2名、執行部員若干名、応援団長1名

第33条 主たる役員の仕事は下記の通りとする。

1. 生徒会長は本会の最高責任者であり、本会機関の会務を統制し、会務について生徒大会に報告する義務を有する。
2. 生徒会副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその仕事を代行する。

第34条 次の役員は兼任してはならない。

1. 生徒会長、副会長、執行委員、応援団長、議長、副議長、代議員（クラス委員）

第35条 役員の任期は8月1日より翌年の7月31日迄とし、再選を妨げない。

第4章 会計

第36条 本会の経費は、会計、入会費、その他の収入をもって充てる。

第37条 本会の会計は4月1日～翌年3月31日迄を会計年度とする。

第38条 予算、決算の承認及び会費、入会費の決定は、生徒大会で承認を得る。

第39条 生徒会費及び入会金の使徒は、運動・文化活動の各部費並びに派遣費、その他事業費等として支出する。

第40条 本会の予算は執行部が作成し、各部長会、代議員会の審議を経て承認を得る。

第5章 補 則

第41条 会則の改正は生徒大会において3分の2以上の賛成を得、校長の承認をもって改正される。

第42条 すべての会議は構成人員の3分の2以上の出席で成立し、議決は出席人員の過半数の賛成を必要とする。

第43条 すべての会議の議決は、校長の承認を得て実行される。

第44条 本会会則は昭和60年9月26日より施行する。

第45条 執行委員会は会則正文を保管する。

附 則 (1) 本会則は昭和63年5月24日の生徒大会で一部改正する。

8. 一関修紅高等学校選挙規定

第1章 総 会

第1条 本規定は一関修紅高等学校生徒会会則第2章第6節に基づき施行する。

第2条 本規定は生徒会長、副会長、執行委員、応援団長の選挙及び罷免に適用する。

第3条 本規定に基づき選挙事務及び管理は選挙管理委員会が行う。

第4条 本会会員は選挙権及び被選挙権を有する。但し次の事項に該当する者は除く。

1. 選挙当日休学または停学の者
2. 選挙管理委員（選挙権は有する）

第5条 全有効投票数が会員総数の3分の2に満たない時はその選挙を無効とする。

第2章 役員 の 定 数

第6条 本規定に基づき選挙される役員の定数を次の通り定める。

1. 会 長 1 名
2. 副 会 長 2 名
3. 執行委員 若干名
4. 応援団長 1 名

第3章 投票 ・ 開 票

第7条 投票は全て無記名とする。

第8条 選挙の公示、投票、開票の期日、選挙会

場及び投票用紙の様式の決定は選挙管理委員会
が定める。但し公示の日より10日以内に選挙を
完了しなければならない。

第9条 下記の事項に該当するものは全て無効投
票とみなす。

1. 正規の投票用紙を用いないもの
2. 記載が判別できないもの
3. その他選挙管理委員会で無効とみなした
もの

第10条 投票は選挙人が直接選挙当日指定の場所
において行う。これをできない者は如何なる理
由によってもこれを棄権とし、不在投票及び代
理投票を認めない。

第11条 得票数が等しく当選者を決定し得ない場
合は決戦投票を行う。

第4章 当 選

第12条 本規定に基づき選挙される役員は有効投
票の過半数を得票したものを当選とする。

第13条 立候補者が定員の場合、信任投票を必要
とし、有効投票数の過半数を得票したものを当
選とする。

第5章 特 別 選 挙

第14条 本規定に基づいて選挙された役員に欠員
が生じた場合、選挙管理委員会は補欠選挙を
行う。

第15条 選挙管理委員会は補欠選挙を決定した日より2週間以内に補欠選挙を行う。

第16条 補欠選挙当選者の任期は前任者の残期間とする。

第17条 当選者が定員数に満たない場合は再選挙を行う。

第6章 立 候 補

第18条 立候補者は原則として公示の日より6日以内に選挙管理委員会に届け出る。

第19条 立候補者は責任者1名を必要とする。

第7章 選 挙 運 動

第20条 選挙運動は、立候補届け出より投票日までの期間とする。

第21条 選挙運動についての細部の規定は選挙管理委員会が定める。

第22条 第20条、第21条に違反もしくは選挙管理委員会の指示に従わない立候補者の当選は無効とする。

第8章 解 職 請 求

第23条 本規定に基づいて選挙された役員の解職請求は会員の3分の1以上の署名を以て選挙管理委員会に請求する。但し解職請求は就任の日より3か月以内はできない。

第24条 選挙管理委員会は署名簿を審査し、解職

請求が成立したと認めた時は、不信任投票を行う。なお、署名簿は希望者に公開する。

第25条 不信任投票の結果有効投票数の3分の2以上の不信任をもって解職される。

第9章 補 則

第26条 選挙規定の改正は生徒会会則第20条による。

第27条 本規定は昭和60年9月26日より施行する。

9. 一関修紅高等学校 同窓会「修紅会」会則

- 第1条 麻生一関高等学校・一関修紅高等学校「修紅会」と称し、事務局を本校内に置く
- 第2条 会員相互の連絡を保ち親睦と融和を図り母校及び相互の発展を期することを目的とする
- 第3条 本会は下記の会員をもって組織する
正会員 本校を卒業した者 名誉会員 本校職員及び旧職員
- 第4条 本会は次の役員を置く
名誉会員 前会長に委嘱する 顧問 校長に委嘱する
会長 1名 監事 2名
副会長 2名 以上は総会で選出する
理事 若干名
委員 若干名 各卒業年度でクラスごとに2名推薦により選出する
事務局 若干名
- 第5条 会長は本会を代表総括し副会長は会長を補佐し会長事改める時はこれを代理する
(1) 監事は会計を監査する
(2) 委員は同期生間の連絡交渉に当たる
(3) 理事は会の企画運営をする
(4) 事務局は庶務会計を処理する
- 第6条 本会に役員任期は原則として3ヶ年とする
- 第7条 本会の正会員は会費として7,500円(平成27年度入学より)納入するものとする。但し納入方法は、本校在学中毎月授業料と同時に納入する
- 第8条 本会の経費は、会費及び寄付金その他の収入をもってこれを充てる
- 第9条 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日迄とする
- 第10条 本会に下記の機関を置く
1. 定期総会 2. 役員会
(1) 定期総会は毎年8月に開催し決議は出席者の過半数をもって決議する
(2) 総会は次の事項を審議決定する
イ. 役員改選 ロ. 予算決算 ハ. 会則変更 ニ. 事業計画 ホ. その他
(3) 役員会は本会、企画運営のため会長が召集する
又緊急事項は役員会の決議によって処理することができる
- 第11条 本会は第2条の目的を達成するために下記の事項を行う
(1) 研修会の開催
(2) 懇談会・親睦会の開催
(3) 役員名簿の発行
(4) 母校に対する援助協力
(5) 同窓生と学校と緊密な連絡提携
(6) その他必要な事項として認められるもの
- 第12条 本会は地方支部を結成することができる
支部長は役員会に出席することができる
- 第13条 本会員は住所その他の変更があった場合本会に報告するものとする
- 第14条 本会の会則に定めたもののうち会務の運営上必要である細則は役員会の決議により会長が特にこれを定める事が出来る
- 付則 (1) 本会則は昭和39年5月1日より施行する
(2) 本会則は昭和51年2月25日の総会で一部改正する
(3) 本会則は昭和51年7月31日の総会で一部改正する
(4) 本会則は昭和60年8月11日の総会で一部改正する

- (5) 本会則は平成7年1月16日の総会で一部改正する（同窓会費変更）
- (6) 本会則は平成12年3月の総会で一部改正する
(慶弔規程、母校援助規程追記)
- (7) 本会則は平成19年3月の総会で一部改正する
(事務費、支部結成、対象規程追記)
- (8) 本会則は平成23年3月の総会で一部改正する
(副会長数、総会開催月変更)
- (9) 本会則は平成26年3月の総会で一部改正する（同窓会費変更）
- (10) 本会則は平成28年3月の総会で一部改正する（総会開催時期変更）

10. 応 援 歌

第一応援歌

1. 岩手にほこる 我高は
私学の雄と 称えられ
集う若人の 意気高し
振え 我等 修紅高校
2. ^{いわい}磐井の流れに 身を正し
励み 鍛えし
我が選手
刃向う 敵も
ものかわと
振え 我等 修紅高校
3. 古き歴史に つちかわれ
二千の声援 ひびく時
勝利の旗は 我れにあり
振え 我等 修紅高校

第二応援歌

1. 朝霧深き磐井の畔
きぜんと^{そび}聳ゆる吾が^{まなびや}学舎は
^{せいそう}星霜ここに百十余
誇りも高き伝統に
健児が集う一関
いまこそ讃えなん
いまこそ讃えなん 修紅高校
2. ^{しゅんれいげん}俊嶺巖たる須川の風に
^{れんま}練磨の心ぞ我が胸の内
潔けき姿を世に映し
意気高らかに前進の
^{きはく たぎ}気魄に滾る吾が母校
いまこそ進まん
いまこそ進まん 修紅高校
3. ^{みなぎ}熱風漲る今日このときに
^{きた きた はがね かいな}鍛えに鍛えし鋼の腕
^{しゅんえい りり}俊英ここに凜々しくも
^{はき}覇気堂々と庭に満つ
^{ため}力試さん吾が健児
いまこそ勝抜かん
いまこそ勝抜かん 修紅高校

称揚歌

1. ^す ^{かわさん} ^か ^{みずきよ}
須川山歌の水清く
^{しょう} ^{おと} ^{とき}
松らいの音さる時
^{あかつきはな} ^{たばしね}
赤月離るる東稻の
^{かげむらさき}
影紫ににおう時
^じ ^{ぢきょうどう}
自治共同の気をおいて
^{おく} ^{むか} ^み ^{とし}
送り迎えん三つの年

2. わが修紅のはらからよ
^{とき} ^{くもよ}
時いたりなば雲呼びて
^ゆ ^{こんりゅう}
あまかけ行かん 蚊竜の
^{のち}
たおれて後にやまんこそ
^{わがま} ^{ごころ}
我真心のさけびなり
送り迎えん三つの年

勝利の賛歌

あな嬉し 喜ばし 修紅勝てり
(4回くりかえす)

【災害時対応リスト】

【地震】

被災場所		対 応
登下校等		(1)塀や自動販売機から離れる。 (2)看板や屋根瓦、窓ガラスの落下に備え頭部を守る。 (3)電柱などにしがみつかない。切れた電線に触らない。 (4)あわてて車道に飛び出さない。走る車に注意する。交通信号が止まっている場合もある。 (5)グループで行動している場合はまとまって行動する。 (6)電車に乗っていた場合。座席に座っていたら、低い姿勢をとって頭部を守る。立っていたら手すりやつり革をしっかり握って、横転しないように注意する。 (7)スクールバスに乗っていた場合。運転手さんの指示に従う。慌てて外に飛び出たりしない。
学 校 内	①教 室	机の下にもぐり、机の脚をしっかり押さえ落下物に備える。
	②特別教室	音楽室や図書室ではピアノ・本棚等から離れ、机の下にもぐる。理科室や調理室の火を消す。
	③廊下、階段	下駄箱やロッカーから離れる。近くの教室の机にもぐる。窓のそばや蛍光灯の下から離れる。
	④校 庭	すぐに校舎や塀から離れ、校庭中央に集まり座る。
家庭内等		(1)机やテーブルの下にもぐる。コンロやストーブの火は、無理に消そうとしない(消せるようであれば消す) (2)座布団やクッションなどで頭を守りながら、タンスや戸棚、電灯の下から離れる。 (3)外に逃げる時はあわてない事(落下物等)。 (4)玄関の戸は開けて、建物の中に閉じ込められないようにする。 (5)寝ているときは、枕をかかえてフトンやベッドの下にかくれ頭部を守る。 (6)エレベーターは閉じ込められる場合があるので、階段で避難する。乗っているときに被災した場合は、全部の階のボタンを押して最初に止まった階で降りる。
海 近 辺		海の近くでは津波に備え、急いで海から離れた高い場所へ避難する。

【火 事】

①通 報	大きな声で「火事だ!」と叫び近所に知らせる。 小さな火でも119番に通報する。
②初期消火	火が横に広がっているうちは消火可能。消火器の他、 水や座布団などの身近なもので消火。 (出入口に背を向けて避難路を確保する。姿勢を低くして煙を吸い込まないようにする。)
③避 難	火が天井に届いてしまったら、すぐに避難する。 (避難する時は、燃えている部屋の窓や、ドアを閉めて空気を遮断する。)

【負傷時】

①出 血	大きな血管からの出血の場合で、片手で止血しない場合は両手で体重を乗せて圧迫止血する。感染防止のため、直接血液に触れないように、ビニール袋などを使用する。
②や け ど	できるだけ早く冷やす。衣類を着ている場合は、衣類ごと冷やす。氷は冷たすぎて悪化する事もあるので注意する。広範囲のやけどは119番通報する。
③熱 中 症	涼しい環境に避難させる。服を脱がせ、うちわなどで体を冷やす。首、わきの下、太もものつけねを冷却する。水分、塩分を補給する。汗をかかず皮膚が赤く乾いて、呼掛けても反応が鈍いときは119番通報する。

【緊急連絡先一覧】

関 係 省 庁 名		電 話 番 号
一 関 修 紅 高 等 学 校		0191-23-3096 (FAX 0191-23-3095)
24 時 間 子 供 SOS ダ イ ヤ ル		0570-0-78310 (岩手県直通 019-623-7830)
警 察 署	緊 急	110
消 防 署	緊 急	119
	一 関 市 消 防 本 部	0191-25-0119
J R 東 日 本 お 問 い 合 わ せ セ ン タ ー		050-2016-1600
こ ど も 救 急 相 談 電 話		019-605-9000
災 害 用 伝 言 ダ イ ヤ ル		171
自 宅		- -

そのときどうする？

緊急地震速報



地震発生 最初の大きな揺れは約1分以内

- ①身の安全を守る→机の下などへ。
- ②火の始末をする→ガスの元栓、スイッチなど。
- ③脱出口を確保する→ドア、窓をあける。

時間経過行動ポイント

1~2分

揺れがおさまったら...

- ④みんなの安全を確認。隣近所で声をかけ助け合う。
- ⑤出火防止→火が出たら初期消火。大声で知らせる→消火器・バケツリレー。

3分

火が天井まで移ったり、

- ⑥危険な場合は避難。無理はせずただちに避難。

4分

家屋倒壊の危険がある場合



10分

ラジオなどで正しい情報を確認

- ⑦避難後は協力して消火、救出・救護活動。助け合いの心が大切。壊れた家には入らない。

数時間

最低3日分の飲料水と食料が必要



学校でのいじめに悩んだら、心配な友達がいたら、いつでも話を聞くよ

24時間子供 SOS ダイアル

なやみいおう
☎0570-0-78310

各教育委員会等によって運営されている、全国共通のダイヤルです。

岩手県直通は ☎019-623-7830

以下の相談ダイヤルも開設しております。状況に応じて活用してください。

児童虐待かと思ったら ☎189番
(児童相談所全国共通ダイヤル) いちはやく

子どもの人権110番 ☎0120-007-110
(通話料無料、法務局職員または人権擁護委員による相談窓口)

各都道府県警察本部による少年相談窓口

右のQRコードから近くの窓口を調べられます。



12.生徒身分証明書について注意事項

- (1) 生徒身分証明書は、本校生徒の身分を証明するものであるから常に携帯すること。
- (2) 生徒身分証明書は、通学定期乗車券又は、学生用割引乗車券によって乗車する場合に、係員の請求があったときは、いつでも呈示しなければならない。
- (3) 生徒身分証明書は、他人に貸与し、又は譲渡することはできない。
- (4) 生徒身分証明書を紛失したときは、直ちに発行者に届け出なければならない。
- (5) 生徒身分証明書は、新たな証明書の交付を受けたとき、又は卒業退学等によって学籍を失ったときは、直ちに発行者に返さなければならない。